

一般社団法人 次世代センサ協議会 細則

2013 年 1 月 29 日 制定

2014 年 7 月 16 日 改定

2016 年 7 月 6 日 改定

2017 年 1 月 23 日 改定

2019 年 7 月 18 日 改定

2020 年 7 月 28 日 改定

2024 年 7 月 31 日 改定

第1章 事業

第 1 条 戦略運営委員会

本会（次世代センサ協議会：以下本会）は会の事業を円滑に遂行、且つ協議会の活動を戦略的に検討するため戦略運営委員会を設ける。

2. 戦略運営委員会は、会長、専務理事、常務理事、事務局長、各専門委員会委員長と副委員長、研究会の代表、会長の推薦した者をもって構成する。
3. 戦略運営委員会の議長は専務理事がこれに当たる。
4. 戦略運営委員会は、本会の事業企画に関する審議、事業計画、予算の策定、戦略の立案を行い、理事会の承認を得て実施する。
5. 戦略運営委員会は、各専門委員会・研究会・支部を統括するとともに、新しい専門委員会、研究会、支部の設立、それらの改廃を提案することができる。
6. 戦略運営委員会の開催にあたって、会議議題は事前に委員に提示され、作成した議事録は次回会議において承認され、事務局にて備えるものとする。

第 2 条 専門委員会 次の専門委員会を置く。

- ① 企画委員会
- ② 技術委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 事業委員会

2. 企画委員会

- ①センサ技術の啓発普及を図るため、シンポジウム・セミナー・見学会・展示会などを企画・実施する。
- ②国際交流の推進を図る。

3. 技術委員会

- ①内外の技術動向および産業動向の調査研究を行い、センサ技術のシンクタンクの役割を担う。
- ②センサ技術者の育成を図るための各種事業を行う。

4. 広報委員会

- ①広く会の活動状況を広報し、会員にセンサ技術情報を提供する。
- ②機関誌、出版物の企画・発行を行う。

5. 事業委員会

センシング技術普及啓発に関連する学術・産業振興及びニーズとシーズのマッチングに有効な以下の事業を企画し推進する。

- ①各種団体との連携企画、補助金受託事業企画、官民からの調査受託などのプロジェクト事業。
- ②産業分野における要望調査、振興策の検討と実践。

第3条 専門委員会・委員会の運営 戦略運営委員会は各専門委員会の委員を選任する。委員として会員以外の有識者を含めることができる。

2. 各専門委員会の委員長・副委員長は各専門委員会において選任する。
3. 専門委員会委員の任期は2ケ年とする。ただし再任を妨げない。
4. 各専門委員会は戦略運営委員会の承認を得て、独自の下部組織、独自の運営規則を作り活動することができる。

第4条 研究会 本会は特定技術の普及、特定分野の産業の創成を支援するため理事会の承認を得て、研究会を設置する。

第5条 研究会の運営 戦略運営委員会は研究会の代表および委員を選任する。委員として会員以外の有識者、法人研究会員から推薦されたものを含ませることができる。

2. 研究会は戦略運営委員会の承認を得て、独自の下部組織、独自の運営規則を作ることができる。
3. 研究会は研究会員を本会会員とは独自に公募し、独自に会費を徴収し運営できる。ただし、計算は本会に含まれる。

第6条 支部 本会は地域でのセンサ技術の啓発、普及を図るため理事会の承認を得て支部を設置する。

第7条 諮問会議 本会は有識者などからなる諮問会議を設け、本会の運営に関し助言を得ることができる。

第8条 会友

会友は、次の資格を有する者とし、その期限は4年とする。

理事として継続して5年以上の経験者

委員として継続して7年以上の経験者

会友は、本会の主催する事業に、会員の資格で参加できる。

第2章 会費

第9条 会費の払い込み

会員は毎年、次の会費を前納するものとする。

①個人会員 8,000 円

②法人会員 200,000 円 資本金 20 億円以上の企業

100,000 円 資本金 20 億円未満の企業

2. 本会の事業遂行のため、理事会が必要と認めた場合は、臨時会費を徴収することができる。
3. 会員は毎年6月末日までに会費を払い込まなければならない。
4. 資格の変更により既納の会費に不足を生じた者は、資格の変更の月から月割り計算によってその不足分を払い込まなければならない。
5. 外国会員または長期在外の会員でその居住地に機関誌等の送付を受けようとする者は、会費のほかに必要経費の実費を払い込まなければならない。
6. 会員が会費を滞納したときは、理事会の議決を得ることにより、会員たる資格を喪失させることができる。
7. 退会会員の会費は原則として返却しない。
8. 年度を6ヶ月以上経過した時点で新規に加入する法人会員は、その年度の会費を半額とする。

第3章 理事・監事の選出

第10条 理事・監事候補者

理事・監事の候補者は、次の者とする。

①理事会が推薦した個人会員および法人会員代表者

②立候補した個人会員および法人会員代表者

③会員が推薦した個人会員および法人会員代表者

第11条 手続き

理事・監事候補者は改選を実施する社員総会の2週間前までに確定する。

第12条 前理事・前監事の任期

前理事・前監事は、その任期の終了後でも、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第4章 英文略称

第13条 英文略称

本会の英文呼称は JASST と称する。

(J A S S T = J A p a n S o f n e x t g e n e r a t i o n S e n s o r T e c h n o l o g y)

第5章 専任役員ならびに職員の給与・勤務

第14条 勤務

専任役員ならびに職員の給与等および勤務の細目については、別に定める。

第6章 細則の変更

第15条 細則の変更

細則は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

第7章 特別条項

第16条 社会的義務

本協議会は反社会的とみなされる団体・個人との関係を持たない。

第8章 付則

本細則は2013年1月29日から実施する。